

AICJ 鷗州学園同窓会 「蜻蛉会」 会則

第1章 総則

- 第1条 本会は AICJ 鷗州学園同窓会「蜻蛉会」と称する。
- 第2条 本会は会員相互の親睦と扶助をはかり、社会に貢献することを目的とする。
- 第3条 本会は本部事務局を広島市安佐南区祇園二丁目33番16号 AICJ 鷗州学園内におく。

第2章 会員

- 第4条 本会は AICJ 鷗州学園の卒業生を正会員とし、教職員を名誉会員とする。

第3章 役員および顧問

- 第5条 本会は次の役員をおく。
- | | |
|-------|--------------------|
| 会 長 | 1名 |
| 副 会 長 | 2名 |
| 会 計 | 2名(うち1名は本部事務局より選出) |
| 会計 監査 | 1名 |
| 幹 事 | 若干名 |
| 顧 問 | 若干名 |
- 第6条 会長、副会長、会計、会計監査、は総会において会員中より選出し承認を得る。幹事は会員中より会長が委嘱する。顧問は学園長および長期勤続の教職員の中より会長がこれを委嘱する。
- 第7条 会長は本会を代表し会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長に支障のある場合はこれを代行する。
- 会計監査は毎年1回以上会計を監査し、総会で報告する。本会の役員の任期は2年とし、再選は妨げない。
- 幹事は毎年総会の当番学年が当たり、総会を滞りなく運営する。

第4章 集会

- 第8条 本会は毎年1回総会を開催、役員を選出、会則の変更・承認、行事の決定その他に当たる。
- 第9条 緊急を要する場合、臨時総会を開くことがあるが、総会を招集する余裕のない時は役員を以て代えることができる。

第5章 会計

- 第10条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第11条 会計は総会で徴収する会費、寄付金、その他を以てこれにあてる。
- 第12条 本会の会計事務は本部事務局が責任をもつ。

附 則

会員は住所および身上に変更があった場合、本部事務局に報告するものとする。